

太地町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託
プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条、「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について」に基づき、地域包括ケアの一層の推進を念頭においた令和9年～令和11年度を目標年度とする「太地町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 太地町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙1「業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (4) 見積限度額 495万円（税込）

3 プロポーザルに係る日程

- (1) 質問の締切 令和8年5月27日（水）まで
- (2) 質問の回答期限 令和8年6月3日（水）まで
- (3) 参加申込受付期間 令和8年6月5日（金）まで
- (4) 提案書受付期間 令和8年6月30日（火）まで
- (5) 結果通知予定日 令和8年7月下旬（予定）

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

- (1) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (2) 和歌山県及び和歌山県内自治体において指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (8) 和歌山県内で第9期介護保険事業計画と第8期介護保険事業計画の策定実績を有していること。
- (9) 月に1回以上、担当研究員もしくは業務窓口担当者が本町を訪問し、進捗の管理や担当研究員との調整を図ることができる体制が整っていること。

5 参加申込・辞退届の提出

- (1) 提出書類：様式1「参加申込・辞退届」
- (2) 提出場所：〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3767番地の1
太地町 住民福祉課（担当：濱田）
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は事前に連絡すること。
- (4) 提出期限：令和8年6月5日（金）午後5時

6 選考方式

- (1) 審査方法
本町にて、別紙2提案書等作成要領の提出書類において書類選考を実施し、内容を総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。
- (2) 審査結果の通知
審査の結果は、参加者すべてに文書により郵送で通知する。
- (3) 優先交渉権者の決定
審査の結果最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

7 提案書の提出

別紙2「提案書等作成要領」に基づき、令和8年6月30日（火）午後5時までに提出すること。

8 審査方法及び評価基準

- (1) 本提案の審査については、本町職員で構成する選定委員会が行い、優先交渉事業者を選定する。
- (2) 選定委員は、「評価要領」に基づいて審査を行い、優先交渉事業者を選定する。
- (3) 選定結果は、決定後速やかに全ての提出事業者に通知する。

9 その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込・辞退届及び提案書は返却しない。
- (4) 参加申込・辞退届及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

10 所管課

〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3767番地の1

太地町 住民福祉課

電話/0735-59-2335 Fax/ 0735-59-2801

メール/kaigo_houkatsu@town.taiji.lg.jp